ロ　二十三歳未満の在職中の者（実技試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であって、受検申請時に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。以下同じ。） 実技試験	（略）	四、五〇〇円
（略）	（略）	（略）
ハ　二十三歳未満であって在職中の者以外の者（実技試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であって、受検申請時に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である者以外のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。以下同じ。） 実技試験	（略）	六、八〇〇円
（略）	（略）	（略）
フィットネスクラブ・マネジメント	（略）	
一般社団法人日本フィットネス産業協会が実施する次の試験に係るもの	（略）	
一　一級 実技試験		二五、〇〇〇円
（略）	（略）	（略）
二　（略）		
三　三級 実技試験		六、五〇〇円
学科試験		六、五〇〇円
（略）	（略）	（略）
林業		
一般社団法人林業技能向上センターが実施する次の試験に係るもの	（略）	
一・二　（略）		（略）

ロ　二十三歳未満の在職中の者（実技試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であって、受検申請時に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。以下同じ。） 実技試験	（略）	四、〇〇〇円
（略）	（略）	（略）
ハ　二十三歳未満であって在職中の者以外の者（実技試験実施日が属する年度の四月一日において二十三歳に達していない者であって、受検申請時に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者である者以外のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。以下同じ。） 実技試験	（略）	六、〇〇〇円
（略）	（略）	（略）
フィットネスクラブ・マネジメント	（略）	
一般社団法人日本フィットネス産業協会が実施する次の試験に係るもの	（略）	
一　一級 実技試験		二三、〇〇〇円
（略）	（略）	（略）
二　（略）		
三　三級 実技試験		五、八〇〇円
学科試験		五、八〇〇円
（略）	（略）	（略）
林業		
一般社団法人林業技能向上センターが実施する次の試験に係るもの	（略）	
一・二　（略）		（略）